

長沼町運送事業者等燃油価格高騰対策支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大及び経済情勢の変動による燃油（ガソリン及び軽油をいう。以下同じ。）の価格の高騰により事業の運営に支障が生じている長沼町内での運送事業等を営む事業者に対して、当該事業の維持又は継続のための支援として、長沼町運送事業者等燃油価格高騰対策支援金（以下「支援金」という。）を交付するために必要な事項を定めるものとする。

(対象事業)

第2条 支援金の交付の対象となる事業（以下「支援対象事業」という。）は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 貨物自動車運送事業（貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第2条第2項に規定する一般貨物自動車運送事業、同条第3項に規定する特定貨物自動車運送事業及び同条第4項に規定する貨物軽自動車運送事業をいう。）
- (2) 貨物利用運送事業（貨物利用運送事業法（平成元年法律第82号）第2条第8項に規定する第2種貨物利用運送事業をいう。）
- (3) 道路運送事業（道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業、同号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業及び同号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業をいい、福祉輸送事業限定は除く。）
- (4) 廃棄物収集運搬事業（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第7条第1項に規定する一般廃棄物処理業及び同法第14条第1項に規定する産業廃棄物処理業をいう。）
- (5) 自動車運転代行業（自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）第2条第1項に規定する自動車運転代行業をいう。）
- (6) 前各号に掲げるもののほか、町長が特に必要と認める事業

(交付対象者)

第3条 支援金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、本店又は主たる事業所の所在地が町内にある法人又は個人事業者のうち、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 令和4年4月1日以前から町内で支援対象事業を主たる事業として事業収入を得て、申請日時点において事業を継続しており、かつ、支援金の受領後も事業を継続する意思があること。
- (2) 法令及び公序良俗に反していないこと。
- (3) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(4) 支援金を交付することが適当でない町長が判断する者でないこと。

(支援金の額等)

第4条 支援金の額は、令和4年4月1日において町内の事業所に配置されて事業の用に供する交付対象者の車両の数に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を乗じて得た額の合計とする。ただし、申請時点で事業の用に供していない車両は含めないものとする。

- (1) 貨物軽自動車運送事業車両（黒ナンバー） 11,000円
- (2) 貨物普通自動車運送事業車両（緑ナンバー、車両総重量5t未満） 39,000円
- (3) 貨物中型自動車運送事業車両（緑ナンバー、車両総重量5t以上11t未満） 57,000円
- (4) 貨物大型自動車運送事業車両（緑ナンバー、車両総重量11t以上） 100,000円
- (5) 旅客自動車運送事業車両（緑ナンバー、10人以下） 39,000円（ハイブリッド車両 4,000円）
- (6) 旅客自動車運送事業車両（緑ナンバー、11人以上） 100,000円
- (7) 廃棄物収集運搬事業車両 57,000円
- (8) 自動車運転代行業車両 39,000円（ハイブリッド車両 4,000円）

2 前項のほか、休車車両、有償旅客運送及び貨物運送以外の営業車両は、交付対象としない。

(交付申請)

第5条 申請者は、長沼町運送事業者等燃油価格高騰対策支援金交付申請書（別記様式第1号）（以下「申請書」という。）に、次の各号に掲げる書類を添えて、令和4年10月1日から令和4年11月30日（消印有効）までに、町長に提出しなければならない。

- (1) 長沼町運送事業者等燃油価格高騰対策支援金交付対象車両一覧（別記様式第2号）
- (2) 誓約書（別記様式第3号）
- (3) 営業実績が分かるもの（運送業許可証、廃棄物収集運搬業許可証、運転代行業の認定書又は貨物軽自動車運送事業経営届出書控え用）の写し
- (4) 次のア又はイの区分に応じ、当該区分に掲げる書類で收受印等が押印されているもの。ただし、e-TAXの場合は、受信通知の写しをあわせて提出するものとする。

ア 法人

(ア) 直近の法人税確定申告書別表一の写し

(イ) 法人事業概況説明書（両面）の写し

イ 個人事業者 次に掲げるもののいずれかとする。

(ア) 青色申告の場合 令和3年分の確定申告書B第一・二表及び青色申告決算書の写し

(イ) 白色申告の場合 令和3年分の確定申告書B第一・二表及び収支内訳書の写し

(5) 交付対象車両の車検証の写し（申請する車両分）

(6) 交付対象車両の写真（ナンバーが写っているもの。一般廃棄物収集運搬事業車両の場合は、ナンバーと車両全体が写っているもの。産業廃棄物収集運搬事業車両の場合は、ナンバー・車両全体・産業廃棄物を収集運搬している旨の表示・業者名・許可番号が写っているもの。自動車運転代行業の場合は、ナンバーと車体に掲示する認定番号が写っているものをあわせて提出。）

(7) 申請者本人名義の振込先口座の通帳の写し

(8) その他町長が必要と認める書類

（交付決定）

第6条 町長は、申請書の提出を受けたときは、速やかにその内容を審査し、支援金の交付又は不交付の決定を行う。

2 町長は、前項の審査の結果を、長沼町運送事業者等燃油価格高騰対策支援金交付決定通知書（別記様式第4号）又は長沼町運送事業者等燃油価格高騰対策支援金不交付決定通知書（別記様式第5号）により、申請者へ通知する。

（決定の取消し及び返還）

第7条 町長は、支援金の交付決定を受けた者が、虚偽その他不正の申請により、当該決定を受け、又は支援金の交付を受けたときは、当該決定の全部又は一部を取り消し、支援金の全部又は一部の返還を命ずることができる。この場合において、当該決定を受けた者に損害が生じても、町長はその賠償の責めを負わない。

（報告及び調査）

第8条 町長は、支援金の交付事務の適正かつ円滑な実施を図るため、支援金の交付決定を受けた者又は支援金の交付を受けた者に対し、必要な報告を求め、又は立入調査を行う事ができるものとする。

（補則）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年10月1日から施行し、令和5年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第7条及び第8条の規定は、なおその効力を有する。